

## 定額積立定期預金（愛称：貯めほうだい）説明書

1. 商品名 (愛称)	定額積立定期預金 (愛称) 貯めほうだい	
2. ご利用いただける方	個人の方に限ります。	
3. 預入期間	1年以上5年以内（期日指定もできます） *最終預入日は、満期日の1ヶ月前までです。	
4. 預入方法	預金口座からの自動振替のほか窓口・ATMによるお預け入れもできます。	
	預金口座振替の場合	窓口入金の場合
	(1) 毎月一定の日に振替えいたします。 (2) 増額月は年2回までご指定できます。 *振替日当日が休業日の場合は翌営業日に振替えいたします。 *振替引落し口座はご本人名義の普通預金（総合口座含む）に限ります。 *窓口・ATMによる随時入金もできます。	毎月の積立ならびに増額月（年2回まで指定可）の積立時には窓口またはATMで入金していただきます。 *随時入金もできます。
5. 1回の積立額	一回5,000円以上1,000円単位 （ただし窓口・ATMでは1円以上の随時積立が可能です。）	
6. 目標積立額	毎月の積立額×ご契約月数で決まります。 （ただし、増額月の積立額は含みません。）	
7. 預入限度額	最終積立額は1,000万円未満とします。	
8. 適用金利	固定金利（預入日現在における預入期間対応の店頭表示金利（スーパー定期の利率）を適用します。） *金利優遇制度（スーパーα）の適用はいたしません。 ※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。	
9. 利払方法（頻度）	満期日以後に一括して支払います。	
10. 利息計算	・単利計算、ただし、3年以上は6ヵ月毎の複利計算 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
11. 課税方式	分離課税（税率20%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
12. 満期時受取方法	自動受取方式です。（満期日が休業日の場合は翌営業日が受取日となります） ご契約時に普通預金、貯蓄預金、総合口座定期預金のいずれかでの自動受取を指定していただきます。 ご契約時に受取方法を定期預金に指定された場合で、目標積立額以上積立いただき、元利合計が30万円以上1,000万円未満の定期預金をお預けいただいた場合には、初回満期日まで十年0.01%の優遇金利をおつけします。 *金利優遇制度（スーパーα）の対象となります。	
13. 一部解約	お取扱いいたしません。	
14. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、後記の定期預金の中途解約利率一覧表の（表1）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。	
15. 総合口座	お取扱いできます。（16歳未満の方および成年後見制度ご利用の方はお取扱できません。） 貸越利率は担保積立定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。（未成年者は総合口座貸越をご利用いただけません。）	

<p>16. 苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
<p>17. その他参考となる事項</p>	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）</p>

（平成 30 年 2 月 19 日現在）